

神石高原町建築物等木材利用促進方針

平成24年9月19日制定

令和4年8月1日改正

第1 目的

この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき定められた建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（令和3年10月1日木材利用促進本部決定）に即して、法第11条第1項の規定に基づき、建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項、公共建築物等における木材の利用の目標、建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項、その他建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項を定めるものである。

第2 基本的事項

1 建築物における木材の利用の促進の意義等

森林は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的な機能の発揮を通じて、国民生活及び国民経済の安定に重要な役割を担っており、森林の適正な整備及び保全を図ることにより、これら森林の有する多面的機能が持続的に発揮されることが極めて重要である。

人工林資源が本格的な利用期を迎える中、原木の安定供給体制の確立や加工流通施設の競争力強化などの供給対策と木材需要拡大に向けた対策等を併せて進めたことで、木材供給量は順調に増加してきた。

こうした中で、国産材（国内産丸太を製材加工した木材をいう。以下同じ。）利用を一層促進し、燃料材やパルプ・チップ用材と比べ高値で取引されている建築用木材の需要を拡大することは、地域の経済社会の維持・発展に寄与する極めて重要な産業である林業・木材産業の持続性を高め、森林の適正な整備、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や山村をはじめとする地域の経済の活性化にも資するものである。

また、森林は大気中の二酸化炭素を吸収し、木材として利用した場合は長期間にわたって炭素を貯蔵できることや、木材の製造時のエネルギー消費が比較的少ないこと、木材は再生産可能な資源であり、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない

「カーボンニュートラル」の特性を有することから、県産材の利用を拡大し、森林の適正な整備を促進することは、脱炭素社会の実現にも貢献するものである。

加えて、木材は、断熱性、調湿性等に優れ、紫外線を吸収する効果や衝撃を緩和する効果が高いなどの性質を有しており、木の香りで人をリラックスさせたり、木の印象が建物への愛着や誇りを高めたり、集中力を高めるなど心理面・身体面・学習面等での効果も期待されることから、学校や医療・福祉施設など幅広い建築物に利用することにより、快適な生活空間の形成に貢献する資材である。

木造建築物については、これまで低層の戸建て住宅を中心に建築されており、技術面やコス

ト面の課題等から非住宅の建築物や中高層建築物については大部分が非木造となっている。

こうした中、平成22年に公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律が制定されて、公共建築物において木造化や内装等の木質化が進められてきた。また、近年は、強度等に優れた建築用木材であるＣＬＴ（直交集成板）や木質耐火部材等に関する技術開発や実用化、木造建築構法や防耐火性能等の技術革新がなされるとともに、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築基準の合理化等により、中高層建築物の木造化やあらわしでの木材の利用がしやすくなるなど、建築物において木材を利用できる環境が整いつつあり、民間建築物においても先導的な取組として中高層木造建築物等が建築されるようになってきている。

このような状況から、公共建築物のみならず、これまで木材の利用が低位であった非住宅の建築物や中高層建築物を含め建築物全体における木材の利用を促進していくことは、炭素の貯蔵を通じた脱炭素社会の実現、都市等における快適な生活空間の形成、地域の経済の活性化等に大きく貢献することが期待される。

2 建築物における木材の利用の促進の基本的方向

(1) 木材の利用の促進に向けた取組

本方針に基づき、率先して、その整備する公共建築物における木材の利用の促進に取り組むほか、民間建築物における木材の利用が促進されるよう、木造建築物の普及、建築物木材利用促進協定制度の周知等に取り組むものとする。

(2) 理解の醸成

建築物における木材の利用を広く、効果的に促進するためには神石高原町民の理解の醸成が不可欠であることから、建築物における木材の利用の促進の意義等について分かりやすく示すよう努めるものとする。特に木材利用促進の日（毎年10月8日）及び木材利用促進月間（毎年10月）において重点的に、木材利用関係者が連携し、建築物における木材利用の意義について、多くの町民の理解が得られ、木材利用促進が町民運動となるよう、広島県と一体となって積極的に普及啓発に取り組むものとする。

(3) 建築物木材利用促進協定による木材利用の促進

法第15条に定める建築物木材利用促進協定制度について、同制度の活用により、建築物における木材利用の取組が進展するよう、建築主となる事業者等に対する同制度の積極的な周知に努めるものとする。

3 木材の利用を促進すべき公共建築物

法に基づき木材の利用を促進すべき公共建築物は、法第2条第2項各号及び法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる建築物であり、具体的には、以下のような建築物が含まれる。

(1) 神石高原町が整備する公共の用又は公用に供する建築物

これらの建築物には、広く町民一般の利用に供される学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、公民館等）、公営住宅等のほか、国又は地方公共団体の事務・事業又は職員の住居の用に供される庁舎、駐在所、公務員宿舍等が含まれる。

(2) 神石高原町以外の者が整備する(1)に準ずる建築物

これらの建築物には、国又は地方公共団体以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く町民に利用され、町民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所、福祉ホーム等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館等）、公共交通機関の旅客施設及び道の駅等の休憩所（併設される商業施設を除く。）が含まれる。

4 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

木造建築物をめぐっては、平成12年の建築基準法の改正により、一定の性能を満たせば建築が可能となる、いわゆる性能規定化が進み、特に高い耐火性能が求められる耐火建築物においても、国土交通大臣の認定を受けた構造方式を採用するなどにより木造化することが可能となるなど、木造建築の可能性が大きく広がっている。また、中大規模建築物においても木造化する事例が全国的に増えてきている。

しかしながら、中大規模建築物においては、求められる強度、耐火性等の性能を満たすために極めて断面積の大きな木材を使用する必要がある、施工者が限定された工法を用いる場合が多いなど、現状では、コストや技術の面で木造化が困難な場合もあることから、更なる技術的な知見の蓄積を進めることとしている。

公共建築物の整備においては、平成22年の法施行以降、一部を除く低層の公共建築物を対象として積極的に木造化を促進してきたところであるが、今般、脱炭素社会の実現等に向けて一層の木材利用を促すため、公共建築物の整備においては、進展の見られる木材の耐火性等に関する技術の普及や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、計画時点において、コストや技術の面の工夫をした上で、3の木材の利用を促進すべき公共建築物において、積極的に木造化を促進するものとする。

なお、その際、木造と非木造の混構造（部材単位の木造化を含む。）とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合もあることから、その採用も積極的に検討しつつ木造化を促進するものとする。

ただし、災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設、治安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵又は使用する施設等のほか、博物館内の文化財を収蔵し又は展示する施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては木造化を促進する対象としないものとする。また、この判断は、施設を構成する個々の建築物に対してなされるものとし、施設全体としては木造化になじまない又は木造化を図ることが困難と判断される機能等を求められる場合であっても、施設内の当該機能等を求められない建築物につ

いては木造化を促進する対象とする。なお、伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物の構造は、その文化的価値を損なうことのないよう判断するものとする。

第3 神石高原町が整備する公共建築物等における木材の利用の目標

神石高原町は、その整備する公共建築物のうち、第1の5の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する公共建築物について、原則として全て木造化を図るものとする。木造化にあたっては、可能な限り広島県産材を使用するものとする。

また、その整備する公共建築物について、高層・低層にかかわらず、直接又は報道機関等を通じて間接的に町民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を推進するものとする。内装等の木質化にあっても、可能な限り広島県産材を使用するものとする。

さらに、木造化や内装等の木質化にあたっては、技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、新たな木質部材の活用や部材単位の木造化等の技術の活用に取り組むものとする。

加えて、本町は、その整備する全ての公共建築物において、木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用を推進するほか、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマス燃料とするものの導入に努めるものとする。この場合も、可能な限り広島県産材製品を使用するものとする。

なお、本町がその整備する公共建築物において利用する木材（木材を原材料として使用した製品を含む。）のうち、グリーン購入法に規定する特定調達品目に該当するものについては、原則として、全てのものをグリーン購入法第6条第1項の環境物品等の調達の推進に関する基本方針に示された判断の基準を満たすものとすることを目標とする。

また、本町等が行う公共建築物の整備及び公共土木工事等の補助にあたって、事業主体の理解を求め、可能な限り広島県産材が積極的に使用されるよう配慮するものとする。

第4 その他建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項

1 推進体制

建築物等における木材の利用の促進を効果的に図り、横断的に連携した取組としていくため、庁内に木材利用推進会議を設置する。木材利用推進会議の構成員は、経営戦略会議の構成員とする。

木材利用推進会議では、所管課等が整備する公共建築物の木造化等の協議、建築物における木材の利用促進に向けた検討等を行う。

2 公共建築物整備計画の企画・立案に当たっての留意

公共建築物を整備しようとする主務課は、当該整備を企画・立案する際に、木造化及び内装等の木質化を積極的に検討する。